川西町婚活サポーター事業実施要領

１　設置

結婚を希望する者に対し、結婚活動への後押しや結婚支援に関する情報提供を行うため、川西町婚活サポーター（以下「婚活サポーター」という。）を設置する。

２　活動内容

婚活サポーターは、次に掲げる活動を行う。

⑴　結婚を希望する男女に対する活動

ア　やまがたハッピーサポートセンターへの橋渡し

イ　県や町等が行う出会いを目的とする事業の情報提供

⑵　県や町が実施する結婚支援等に関する研修会への参加に関すること

３　要件

婚活サポーターとして認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、結婚の推進に理解と意欲を有する者で、次の各号のいずれも該当する者とする。

⑴　川西町内在住または町内で勤務する２０歳以上の者であって、結婚支援の実施ができること。

⑵　業として結婚相談又は結婚紹介を行っていないこと

４　申請

申請者は、婚活サポーター認定申請書（別記様式第１号）及び誓約書（別記様式２号）を町長に提出しなければならない。

５　認定

⑴　婚活サポーターの認定は、公募により行うものとする。

⑵　町長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは当該申請者を婚活サポーターとして認定するものとする。

⑴　町長は、前項の規定により婚活サポーターとして認定したときは、申請者に対し婚活サポーター認定証（別記様式第３号）及び認定カードを交付する。

⑵　婚活サポーターの認定期間は特に定めないこととする。ただし、婚活サポーターの申し出により定めることができる。

６　責務

婚活サポーターは、活動上知り得た個人情報について厳に取り扱い、常に信用維持に努めるものとし、任期終了後も同様とする。

７　事務局

婚活サポーターの庶務は、政策推進課において処理する。

８　その他

この要領に定めるほか、運営に必要な事項は町長が別に定める。